

第 7 章 生活保護・生活困窮者自立支援制度

1 生活保護法

(1) 保護の主旨

生活保護は、社会保障制度の根底に位置する公的扶助の制度で、憲法の理念に従い、生存権の保障を実現するために昭和25年に創設された制度である。

生活保護は、要保護者の困窮の程度に応じて行われ、それは、単に応急的救済といったものではなく、国の直接の責任のもとに、生活に困窮した国民の最低生活を維持することを目的に金銭・現物給付によって行われる。同時にまた、生活保護が単なる経済的側面からの最低生活の保障に終わることなく、保護受給者の自立を助長するために実施されるものである。

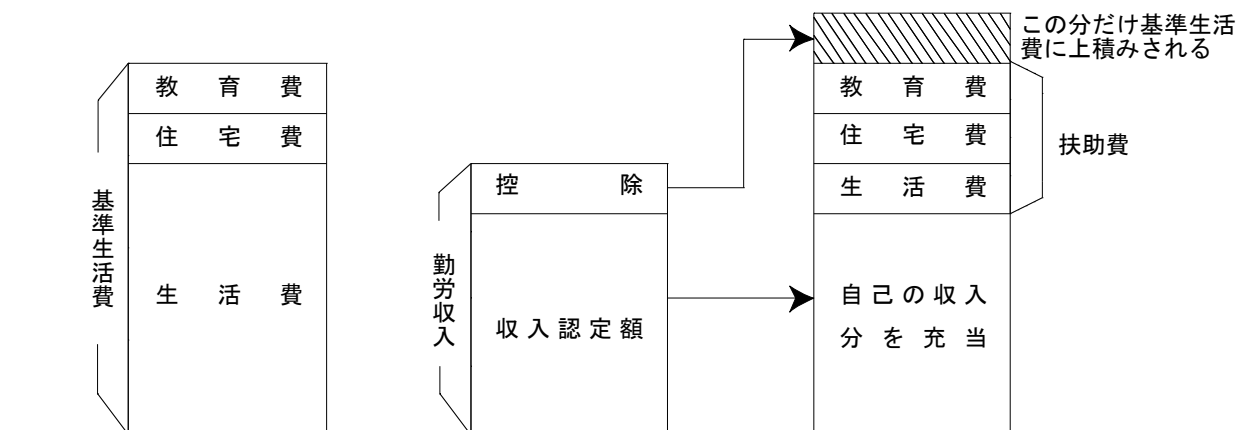
(2) 保護の種類

保護には、次の8種類の扶助があって、要保護者の必要に応じて単給又は2つ以上を併給することができ、医療扶助、介護扶助を除いては原則として金銭給付で行われる。

- ア 生活扶助 衣食その他日常生活に必要な費用、介護保険料
- イ 住宅扶助 家賃、地代、家屋の補修その他住居の維持のために必要な費用
- ウ 教育扶助 教科書、学用品、教材費、給食費その他義務教育に必要な費用
- エ 医療扶助 傷病の治療、看護、移送に必要な費用
- オ 介護扶助 介護保険給付の自己負担分の費用
- カ 出産扶助 出産のために必要な費用
- キ 生業扶助 生業に必要な資金、資材及び技能修得に必要な費用、高等学校就学に必要な費用
- ク 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

(3) 保護費の決め方

保護は、厚生労働大臣が定める基準によって要保護家庭の最低生活費と、その家庭の総収入（物品は金銭に換算）とを対比して、不足する場合に行われる。従ってその世帯の人員、世帯員の年齢、健康状態等によって最低生活費が異なる一方、勤労収入や年金、他からの援助等収入も異なるため、その世帯が受ける扶助額も収入も一様ではない。働いて得た収入がある世帯の場合の例をあげると次のようになる。



(4) 保護費の推移

生活保護水準は国民の消費水準に比べ妥当な水準に達したとして、昭和59年より格差縮小方式（国の生活水準と保護水準との格差縮小を図る方式）から水準均衡方式（国の生活水準に合わせて保護水準を決める）へと変更された。

最近の生活扶助基準額の年次推移は、表のとおり。

基準額の推移（3人世帯 33歳男性、29歳女性、4歳子ども）（1級地-1）

	実施年月日	基準額（円）	対前回比%
第77次	令和4年4月1日	156,990	100
第78次	令和5年4月1日	156,990	100
第79次	令和5年10月1日	163,090	104

2 保護の現況

(1) 被保護世帯数

（各年度月平均）

年度	世帯		人員	保護率 ‰	扶助別世帯数								
	開始	廃止			生活	住宅	教育	医療	介護	出産	生業	葬祭	
3	2,397	232	266	2,709	9.5	2,061	2,099	32	2,218	604	0	16	4
4	2,356	253	292	2,651	9.4	2,054	2,092	34	2,201	599	0	17	3
5	2,330	235	265	2,603	9.1	2,036	2,072	29	2,194	614	0	15	3

※1 停止中の世帯を除く

※2 開始、廃止の件数は年間の総数

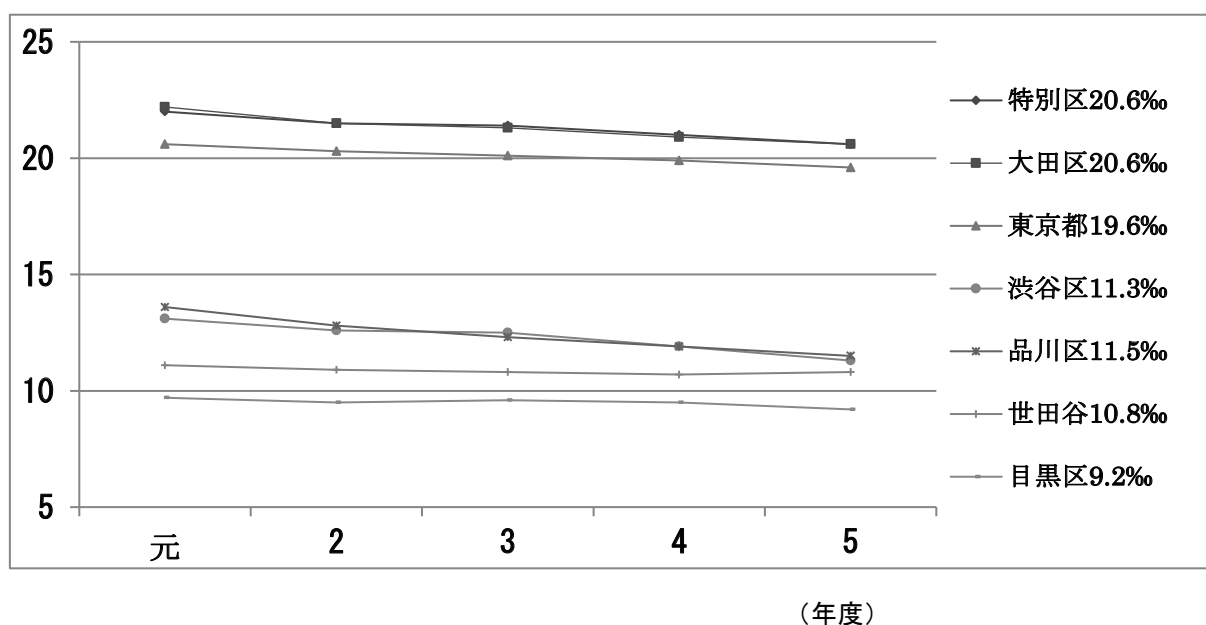
※3 保護率は、被保護人員／人口（東京都の人口（推計）（毎年10月1日）東京都総務局）×1,000により算出
（東京都福祉局 福祉局月報 2023.10）

(2) 保護率の推移と近隣区との比較

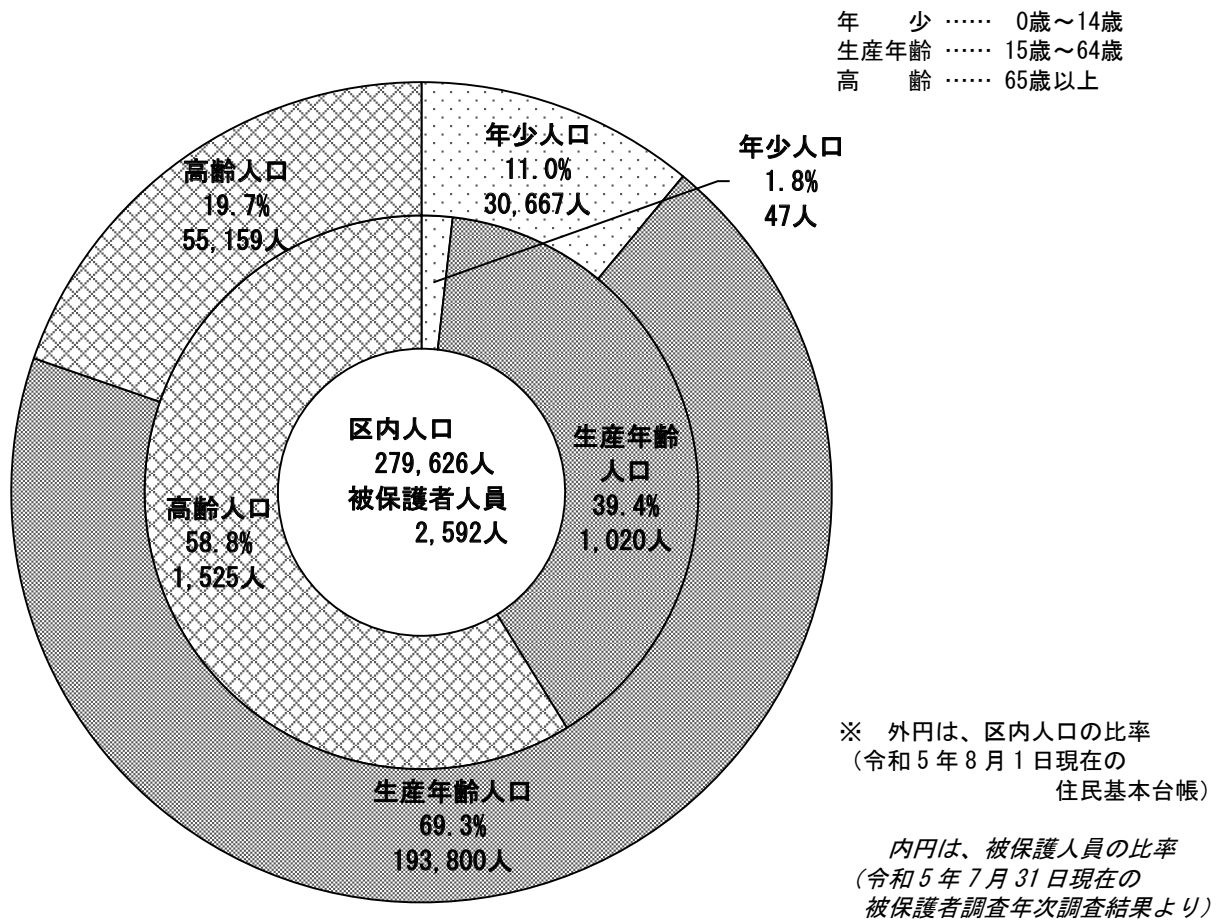
※（各年4月現在 福祉保健局業務統計月報 4月号）

保護率（‰）＝被保護人員／人口×1,000

（‰）



(3) 年齢各層からみた比率（区内人口対区内被保護人員）



(4) 被保護世帯の世帯構成人員の年度別推移

(各年4月1日現在)

年度	世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	被保護人員
3	2,404	2,140	222	36	3	3	0	0	2,719
4	2,370	2,116	215	33	4	1	1	0	2,672
5	2,332	2,103	196	28	3	1	1	0	2,602

(5) 世帯類型別保護世帯の状況

(各年度月平均)

年度	世帯数	高齢世帯		傷病・障害者世帯		母子世帯		その他世帯	
3	2,397	1,417	59.1%	602	25.1%	42	1.8%	336	14.0%
4	2,356	1,378	58.5%	596	25.3%	36	1.5%	346	14.7%
5	2,330	1,364	58.5%	580	24.9%	34	1.5%	351	15.1%

※停止中の世帯を除く

(6) 生活保護費等支出実績

		3		4		5	
			構成比		構成比		構成比
居宅保護	生活扶助	1,575,816,105	27.25	1,572,557,470	28.40%	1,566,194,814	27.274%
	住宅扶助	1,287,535,377	22.27	1,281,079,981	23.14%	1,266,823,883	22.060%
	教育扶助	5,431,396	0.09	5,045,878	0.09%	3,538,839	0.062%
	医療扶助	2,742,659,718	47.44	2,504,402,839	45.23%	2,726,888,465	47.486%
	介護扶助	118,174,102	2.04	120,323,854	2.17%	130,551,759	2.273%
	出産扶助	0	0	0	0.00%	0	0.000%
	生業扶助	2,407,433	0.04	3,156,216	0.06%	3,057,730	0.053%
	葬祭扶助	12,647,854	0.22	13,536,170	0.24%	12,808,730	0.223%
	小計	5,744,671,985	99.36	5,500,102,408	99.33%	5,709,864,220	99.431%
施設保護	生活扶助	9,554,408	0.17	9,251,401	0.17%	6,640,533	0.116%
	事務費	26,076,890	0.45	25,934,800	0.47%	24,575,742	0.428%
	小計	35,631,298	0.62	35,186,201	0.64%	31,216,275	0.544%
就労自立給付金		1,005,404	0.02	1,277,672	0.02%	1,261,503	0.022%
進学準備給付金		500,000	0.01	400,000	0.01%	200,000	0.003%
計		5,781,808,687	100.00	5,536,966,281	100.00%	5,742,541,998	100.00%

※四捨五入処理により各項目の構成比が小計と一致しない場合がある

3 生活保護世帯に対する法外援護 <生活福祉課管理係>

被保護世帯に対しては、生活保護法で最低生活費が保障されているが、被保護世帯の生活向上と自立更生への意欲を助長するため法外援護を実施している。

年 度		3	4	5
被保護者自立促進事業	就労支援	12	11	13
	社会参加活動支援	0	0	0
	地域生活移行支援	203	166	222
	健康増進支援	23	16	9
	次世代育成支援	68	65	87
健全育成費	小・中学生 3,300円	40	40	34
入浴券	大人 84枚	402	370	306
修学旅行支度金	小学生 4,300円	0	0	0
	中学生 8,500円	5	3	6
校外宿泊支度金	小・中学生 2,000円	12	11	9
児童・生徒に対する学童服等	学童服 11,400円	32	33	30
	運動衣 4,100円	32	33	30
出産祝品	7,500円相当	1	0	1
緊急援護給付金		91	81	78

※単位は人数（被保護者自立促進事業は件数）

※入浴券は令和3年6月より84枚となった。（令和3年5月以前は60枚）

4 生活相談 <生活福祉課相談援護係>

病気やけがで収入が減ったり、先行きの生活に不安を抱える人の相談に応じ、生活保護制度をはじめとする福祉施策の活用や手続きの説明・助言を行っている。相談は、月～金曜日。

年度	3	4	5
件数	1,657	1,410	1,418

5 生活困窮者自立支援制度 <福祉総合課くらしの相談係>

(1) 制度の主旨

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者を早期に支援し、経済的自立だけでなく、日常生活や社会生活の自立なども促す「第2のセーフティネット」としての役割を果たすために、平成27年に創設された制度である。

生活困窮者は仕事の問題だけでなく、心身や生活環境の問題など様々な悩みを抱えており、これらの問題に自立相談支援機関「めぐろ くらしの相談窓口」がワンストップで対応し、その人の状況に寄り添った支援を行っている。

(2) 支援事業の概要

生活困窮者自立支援制度には必須事業と合わせて地域の実情に応じて実施する任意事業を含めて支援を行っている。目黒区における実施事業は以下のとおり。

	事業名	事業内容
必須事業	自立相談支援事業	包括的な相談支援
	住居確保給付金の支給	就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
任意事業	就労準備支援事業	就労に向けた日常・社会的自立のための訓練
	家計改善支援事業	家計再建に向けたきめ細かな相談・支援 生活支援と一体的に実施する住宅確保支援
	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への養育相談を実施

(3) 相談・支援実績

	事業名	年度	3	4	5
必須事業	自立相談支援事業	相談延べ件数	9,536	6,298	4,751
	住居確保給付金の支給	新規決定件数	156	98	35
任意事業	就労準備支援事業	支援延べ件数	178	274	325
	家計改善支援事業	支援延べ件数	976	910	963
	住宅確保支援事業	支援延べ件数	—	384	514
	子どもの学習・生活支援事業	実施回数	101	100	101
		延べ参加者数	1,694	1,815	2,057

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を一部中止した。

※住宅確保支援事業は令和4年度から開始

(4) 住まいの相談支援実績

令和4年度より、住まいの相談員を配置し、生活相談と一体的な住まいに関する相談支援を行っている。

年度	4	5
新規相談	134	117
相談延べ件数	353	365